

指定介護老人福祉施設 藤沢特別養護老人ホーム

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第 1472200474 号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	7
7. 身元保証人.....	9
8. 苦情の受付について.....	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 共生会
- (2) 法人所在地 神奈川県藤沢市鵠沼 1 5 5 9 番地
- (3) 電話番号 0 4 6 6 - 2 2 - 2 3 4 6
- (4) 代表者氏名 理事長 川瀬 和一
- (5) 設立年月 昭和 2 7 年 5 月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成 1 2 年 1 月 1 1 日指定 神奈川県 1472200474 号
- (2) 施設の目的 福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され
又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機
会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応
じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよ
うに援助することを目的とする。
- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 藤沢特別養護老人ホーム
- (4) 施設の所在地 神奈川県藤沢市鵠沼 1 5 5 9 番地
- (5) 電話番号 0 4 6 6 - 2 2 - 2 3 4 6
- (6) 施設長（管理者）氏名 川瀬 眞司
- (7) 当施設の運営方針 1.高齢者自身の主体性や意思が尊重され、その人らしい自立した
質の高い生活が送れるよう自立支援をする。
身体拘束等の行動制限は、その方の人間性を傷つけ、不利益を
もたらすことになると考え、「拘束をしない介護」に取り組む。
2.すべての人が手を携えて住み慣れた地域や社会において、家族
や友人に見守られながら生活できる共生社会を目指す。
- (8) 開設年月 平成元年 1 2 月 1 日
- (9) 入居定員 8 8 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、1 人・2 人・4 人居室と用意しております。個室などの居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	9室	
2人部屋	23室	
4人部屋	10室	
合 計	42室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、プーリー、パタコロ
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	—	付属診療所をご利用いただけます

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたり、居住費用をご負担いただきます。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

（２）利用に当って別途利用料金をご負担いただく施設・設備

共生会付属診療所	医療機関受診料
----------	---------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

４．職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
１．施設長（管理者）	１名	１名
２．介護職員	３２名以上	３２名
３．生活相談員	１名以上	１名
４．看護職員	３名以上	３名
５．機能訓練指導員	１名以上	１名
６．介護支援専門員	１名以上	１名
７．医師	１名（嘱託医）	必要数
８．管理栄養士	１名以上	１名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
 $1 \text{ 名} (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 名} \div 40 \text{ 時間} = 1 \text{ 名})$ となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 水・金 10:00～11:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:30～16:30 3名 日勤： 9:00～18:00 10:00～19:00 夜勤：16:30～10:00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:30～17:30 1名 9:00～18:00 1名 9:30～18:30 1名
4. 機能訓練指導員	9:00～18:00

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスについては、食事及び居室に係る標準自己負担額を除いた部分が介護保険から給付されます。（負担割合率によって給付額が異なります）

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、管理栄養士による利用者個々の栄養ケアマネジメントに基づき食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。ただし、体調等により居室にての摂食が好ましいと判断したとき、または面会者と食事を共にする希望があるときなどはこの限りではない。

（食事時間）

朝食：8:00～9:00 昼食：12:00～13:00 夕食：17:15～18:15

体調、外出、受診などで変更することは可能です。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・プライバシー保護のもと、身体状態にあった入浴を選択できます。寝たきりでも機械

浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助をプライバシー保護のもと行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するためのリハビリを実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、食後の口腔ケア、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞

各料金については別紙、料金表に定めるものとします。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆利用者が、入院又は外泊をされた場合に毎月6日間を限度として1日あたりお支払いいただく利用料金（外泊時費用加算）は、下記の通りです。（契約書第37条第2項参照）

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
1. サービス利用料金	2,592 円	2,592 円	2,592 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,332 円	2,073 円	1,814 円
3. 自己負担額（1－2）	260 円	519 円	778 円

（2）（1）以外のサービス（契約書第6条）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要＞

① 食事の提供

② 居住の提供

☆居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

③当施設が別に定める特別な食事サービスの中から施設利用者が選定する特別な食事・特別なおやつのサービス。

④理美容サービス。

⑤外出付き添いサービス。外出移送サービス。

⑥買物代行・支払い代行サービス。

⑦特別な行事・旅行への参加サービス。

⑧財産保全・管理サービス。

⑨市外への入院、付き添いサービス。

⑩レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（材料費等を負担していただくことがあります。）

・クラブ活動 書道、生け花、創作等

⑪その他施設利用者が必要とし、施設が認めたサービス。

※ 各料金については別紙、料金表に定めるものとします。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

（３）利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費、居住費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 19 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払いもしくは下記指定口座への振り込み

横浜銀行 藤沢支店 普通預金 1030073

口座名義 社会福祉法人 共生会 藤沢特別養護老人ホーム 施設長 川瀬 眞司

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ウ．お預かり通帳より支払い。（金銭出納管理委託者）

（５）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、次の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証

するものではありません。また、次の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。) また、受診費用については自己負担となります。

①協力医療機関

医療機関の名称	共生会付属診療所	湘南第一病院
所在地	藤沢市鵠沼 1 5 5 9	神奈川県藤沢市湘南台 1 - 1 9 - 7
診療科	内科(入院設備なし)	内科、外科、整形外科、皮膚科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	湘南食サポート歯科
所在地	神奈川県藤沢市本藤沢 1 - 1 0 - 1 4

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。(契約書第 34 条参照)

- ① 施設利用者が死亡した翌日。
- ② 当施設が第 3 5 条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ③ 施設利用者又は身元保証人が第 3 6 条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 施設利用者が養護老人ホーム等の措置施設への入居が決定し、入居開始した日。
- ⑤ 要介護認定により、施設利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定されたとき。

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 3 6 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 3 0 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 当施設又は当施設のサービスに従事する者（以下、本項において「当施設等」といいます）が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

- ④ 当施設等が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設等が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

（２）当施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 35 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者が伝染性疾患に罹患し、それにより他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその治療が必要であるとき。
- ③ 利用者の行動が、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
- ④ 利用者が連続して 3 カ月を超えて、病院または診療所に、入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ 利用者及び家族等が、故意又は重大な過失により当施設又はサービスに従事する者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ 利用者又は身元保証人等の費用支払を約した者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ⑦ 利用者及び家族等が、暴力団の構成員、暴力団の準構成員、暴力団の共生者、総会屋及び社会運動標榜ゴロ（以下「反社会的勢力」といいます）に該当する場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある場合
- ⑧ 前各号のほか、利用者及び家族等利用者が本契約に違反したとき。
- ⑨ その他利用者及び家族等の行為等により本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 37 条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、8 日間以内の短期入院の場合

8 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 9日間以上3ヶ月以内の入院の場合

入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後も再びホームに優先的に入居できるようにします。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元保証人（契約書第39条参照）

利用者の債務の連帯保証及び入居契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（遺留金品）を利用者自身が引き取れない場合等に備えて、「身元保証人」を定めていただきます。（契約書第39条参照）

当施設は、「身元保証人」に連絡のうえ、所持品（遺留金品）を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、利用者又は身元保証人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に身元保証人が定められないときであっても、一定の場合には、入居契約を締結することは可能です。（契約書第41条参照）

8. 苦情の受付について（契約書第43条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談、対応については第三者委員を設置しております。

○苦情受付窓口（担当者）

〔介護支援専門員〕 齋藤 隆 土屋 忍 電話番号 0466-22-2346

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

藤沢市役所 介護保険課	所在地 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話番号 0466-50-3527
国民健康保険団体連合会	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447

9 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 藤沢特別養護老人ホーム

【説明者職名】 職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

【利用者（契約者）】 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、契約者が本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供を受けることに同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行します。

【署名代行者】 住所 _____

氏名 _____

契約者との関係 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨及び鉄筋コンクリート造 地上7階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 7,718.62㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[居宅介護支援事業]平成11年9月1日指定 神奈川県 1472200136号

[通所介護] 平成12年3月1日指定 神奈川県 1472200136号 定員30名

[短期入所生活介護]平成12年3月1日指定 神奈川県 1472200136号 定員7名

(4) 施設の周辺環境

藤沢駅北口から徒歩10分、近隣にも商店街や公園などがあり、人が生き生きと生活するための活気に満ちた環境に位置しています。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

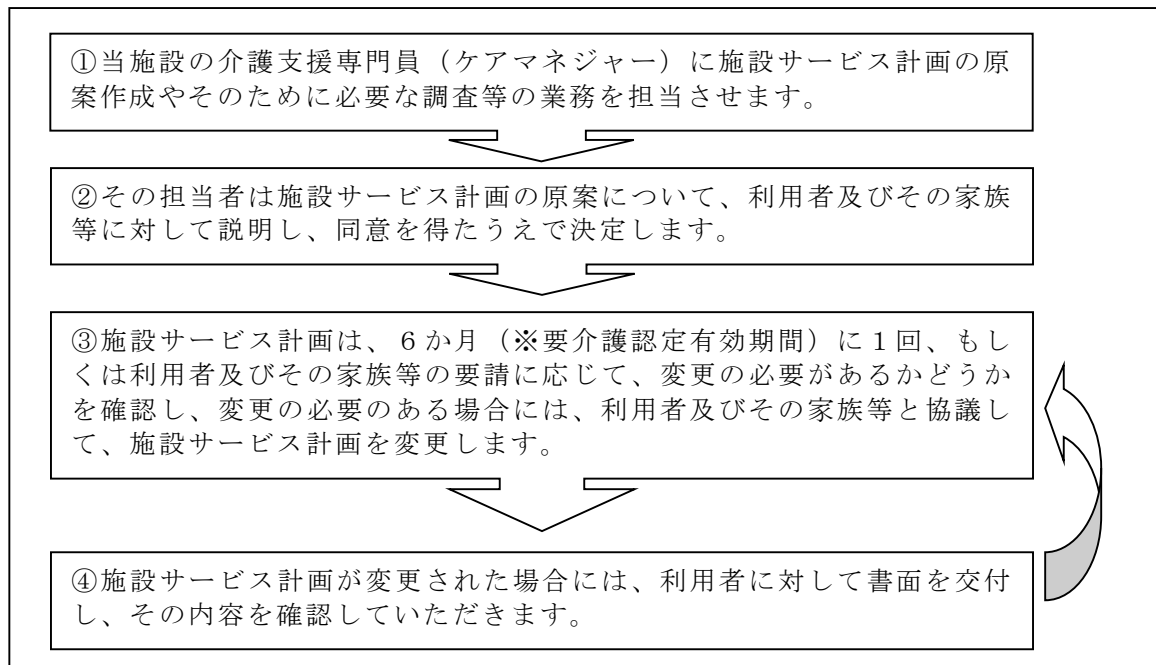
医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における当施設の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥当施設並びに当施設のサービスに従事する者及びその他の従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

日常生活に必要な生活用品以外は、お持ち込みをご遠慮下さい。

(2) 面会

面会時間 9：00～18：00

面会の際は必ず備え付けの面会者名簿に、来所された方全員のお名前をご記入下さい。
なお風邪をひいていらっしゃる方の入室はお断りします。

ご利用者の健康管理上、食物・飲み物の持ち込みは原則ご遠慮頂いております。生活習慣等で食べ物飲み物が必要な場合はご相談下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第25条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、3日前までにお申し出下さい。3日前までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（2）の（1）に定める食費はかかりません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第7条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第32条、第33条参照）

当施設において、当施設の責任により利用者に生じた損害については、当施設は介護保険事業に係る所定の保険を適用し、誠意をもってその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約

者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. その他

介護職員等に対する贈り物等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。